

(別紙2)

北秋田市国民健康保険税条例施行規則

平成17年3月22日規則第48号
改正 平成18年6月28日規則第30号
平成19年3月29日規則第1号
平成19年3月29日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、北秋田市国民健康保険税条例（平成17年北秋田市条例第66号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文書の様式)

第2条 国民健康保険税に係る文書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 国民健康保険税減額申請書 様式第1号
- (2) 国民健康保険税減額不承認通知書 様式第2号
- (3) 国民健康保険税減免申請書 様式第3号
- (4) 状況説明書（条例第19条第1項第1号該当） 様式第4号
- (5) 状況説明書（条例第19条第1項第2号又は第3号該当） 様式第5号
- (6) 状況説明書（条例第19条第1項第3号該当） 様式第6号
- (7) 給与証明書 様式第7号
- (8) 国民健康保険税減免承認決定通知書 様式第8号
- (9) 国民健康保険税減免不承認決定通知書 様式第9号
- (10) 国民健康保険税減免承認取消通知書 様式第10号
- (11) 同意書 様式第11号

(減免の範囲)

第3条 条例第19条第1項の規定により必要と認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第19条第1項第1号該当
 - ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく扶助を受ける者
 - イ 世帯主及び生計を一にする親族（以下「世帯主等」という。）の収入に、社会事業団体の扶助、民法（明治31年法律第9号）第877条の規定による扶養義務者（生計を一にする者を除く。）による扶助及びこれら以外の第三者による扶助並びに各種援助金、福祉的手当等の公的扶助を加えた金額が、生活保護法による保護基準を超えない者
- (2) 条例第19条第1項第2号該当
 - ア 世帯主等の失業、疾病、負傷等やむを得ない理由により、所得が皆無となり直ちに生活保護法の適用を受けなければ生計を維持できない状態にある者
 - イ 世帯主等の収入が著しく減少し、生計の維持が非常に困難な状態にある者
- (3) 条例第19条第1項第3号該当
 - 震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、世帯主等の所有に係る財産について10分の3以上の損失（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき額を除く。）を被った者

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する者のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に規定する徴収猶予及び北秋田市市税条例（平成17年北秋田市条例第62号）第18条の2の規定による納期限の延長を行っても、なお担税力がないと認められるものについて、国民健康保険税を減額し、又は免除することができる。

(減免の額)

第4条 前条の規定に該当する者の国民健康保険税の減免の額は、次の表の左欄に掲げる理由の区分に応じ、当該右欄に掲げる額とする。この場合において、2以上の理由に該当する者の減免の額は、減免される金額の多い理由の区分に応じた額とする。

理由	減免の額
第3条第1項第1号	全額
第3条第1項第2号	(1) 無収入となった世帯 全額 (2) 収入金額が3分の2以上減じた世帯 10分の5の額 (3) 収入金額が2分の1以上減じた世帯 10分の3の額
第3条第1項第3号	(1) 損害の程度が10分の3以上10分の5未満のとき ア 合計所得金額が500万円以下の世帯 2分の1の額 イ 合計所得金額が500万円を超え750万円以下の世帯 4分の1の額 ウ 合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下の世帯 8分の1の額 (2) 損害の程度が10分の5以上のとき ア 合計所得金額が500万円以下の世帯 全額 イ 合計所得金額が500万円を超え750万円以下の世帯 2分の1の額 ウ 合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下の世帯 4分の1の額

(減免の申請)

第5条 条例第19条第2項の規定により国民健康保険税の減免申請をしようとする者は、国民健康保険税減免申請書(以下「減免申請書」という。)に、状況説明書及び市長が必要と認める書類を添付して申請しなければならない。

(調査)

第6条 市長は、前条の規定による減免申請書を受理したときは、申請内容に基づき担税力の有無を判断するため、申請者及び同一生計者の収入の状況、預貯金その他の保有資産等について、その実態を速やかに調査しなければならない。

2 市長は、前項の調査において、申請者に対し随時必要な書類等の提出を求めることができる。

3 申請者は、第1項の調査に応じるとともに、前項の規定により提出を求められた書類等

を指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(決定)

第7条 市長は、前条の調査結果に基づき、国民健康保険税の減免の承認又は不承認を決定したときは、国民健康保険税減免承認決定通知書又は国民健康保険税減免不承認決定通知書により、その旨を速やかに申請者に通知しなければならない。

(減免判定委員会)

第8条 市長は、国民健康保険税の減免の承認又は不承認を決定するに当たり必要と認めるときは、国民健康保険税減免判定委員会（以下「判定委員会」という。）に諮り、その意見を求めることができる。

2 判定委員会は、副市長、市民生活部長、税務課長、国民健康保険運営協議会長及び保険課長の職にある者をもって組織し、副市長を委員長とする。

(減免の取消し)

第9条 市長は、虚偽の申請をして減免の適用を受けた者がある場合は、減免の決定を取り消すものとする。

2 市長は、減免の決定後に届出又は事後調査により、減免の決定を受けた者が減免の理由に該当しなくなったと判断したときは、減免の決定を取り消すものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の森吉町国民健康保険税条例施行規則（平成9年森吉町規則第2号）、阿仁町国民健康保険税条例施行規則（平成10年阿仁町規則第2号）又は合川町国民健康保険税条例施行規則（平成9年合川町規則第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月28日規則第30号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日規則第2号抄）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

※様式第1，2，5～10号は省略